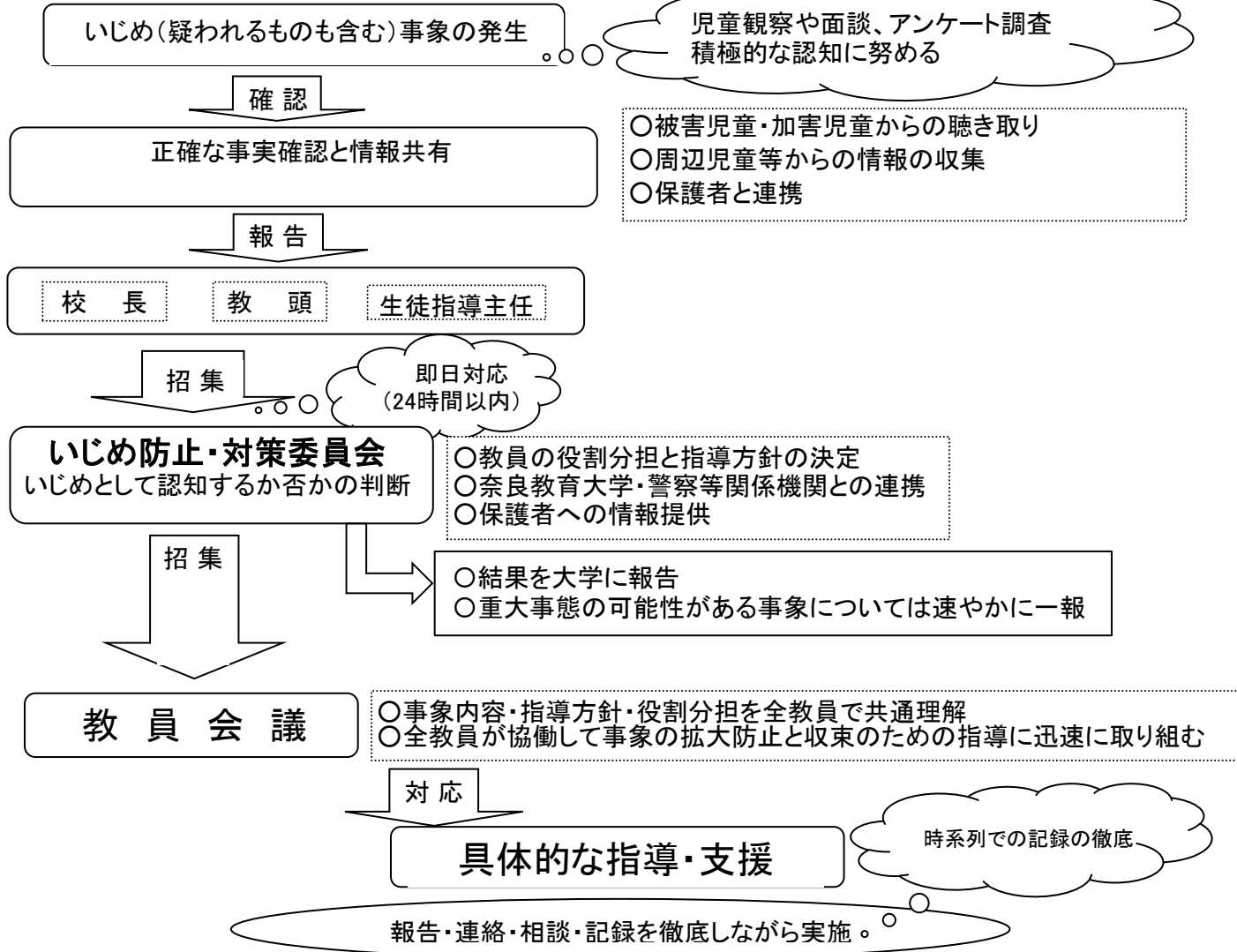


いじめ防止・対策委員会
 校長・教頭・低中高学年代表・生徒指導主任・通級指導担当・特別支援学級担当・養護教諭 等

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施等を行う。
- いじめの相談・通報の窓口として行う。
- いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、指導・支援の方針の決定等を行う。
- 奈良教育大学、警察、スクールカウンセラー等との連携・協力を行う。

組織対応の流れ



被害児童への支援	加害児童への指導	友人・知人への指導・支援
<p>共感的に受け止める</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・学校として「何としても守る」という姿勢 ・プライバシーの保護 ○ 確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・身体の被害状況(診断書) ・金品の被害状況 ・カウンセリングの必要性 ・警察への被害申告の意志 ○ 留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・再発や潜在化 ・保護者への説明と保護者の考えの確認 	<p>毅然とした態度で</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・いじめは決して許されない行為であること ・いじめられた側の心の痛み ・自分の行為が重大な結果に繋がった ○ 確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 ○ 留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・加害児童の心理的背景(ストレス・自己存在感等) ・加害児童が被害者になること ・保護者との連携 	<p>みんなを守るという姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伝えること <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた側の心の痛み ・観衆や傍観者も加害者であること ・プライバシーの保護 ○ 確認すること <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリングの必要性 ○ 留意すること <ul style="list-style-type: none"> ・観衆や傍観者が被害者になること
再発防止のための保護者等と連携した見守り	奈良教育大学への報告	

重大事態への対応

- ・速やかに奈良教育大学に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・奈良教育大学の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応し迅速な事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする